北大へ労働局から助言・指導入る！

11月下旬、北大理学部の短時間勤務職員の雇用契約をめぐり、厚生労働省・北海道労働局から「雇用を継続するように」、助言・指導が入りました。

予算も継続しているのに、なぜか5年で使い捨てられる！

- 北大の有期契約職員は、5年間勤務すると雇い止めされます（5年雇止めルール）
- 5年雇止めルールは、国が定めた無期転換ルール（改正労働契約法第18条）の趣旨に反しています

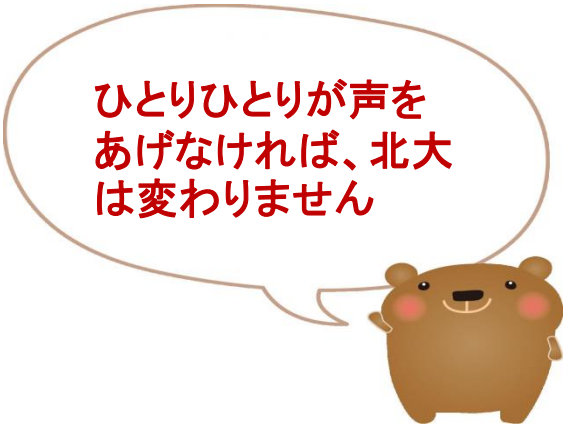

北大職組まで何でもご相談ください
北海道大学教職員組合
電話：(011)746-0967
Email: kumiai@ma4.seikyou.ne.jp